

改正	昭和63年12月14日	平成2年11月22日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成17年4月1日	平成22年6月16日

第1条 安倍能成記念教育基金奨学金規程第2条第1号に基づき、研究者の育成を目的として、優秀な学習院大学大学院学生に対して、安倍能成記念教育基金大学院奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する。

第2条 奨学生は、次に掲げる各号の条件を備えていなければならない。

- 一 学業成績・人物共に優秀であること。
- 二 将来、研究者たり得る資質ありと認められること。

第3条 奨学金の額は、年額45万円とし一括支給する。その支給方法は別に定める。

2 奨学生の人数は毎年度若干名とする。

第3条の2 奨学生が次の各号の一に該当する場合、院長は、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- 一 退学又は休学したとき。
- 二 病気等で成業の見込みがないとき。
- 三 学業成績又は操行が著しく不良になったとき。
- 四 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

第4条 院長は、毎年度学長に推薦を依頼する。

第5条 学長は、当該年度の5月末日までに研究科委員会及び大学院委員会並びに学部長会議の議を経て、推薦理由を添えて院長に推薦する。

第6条 奨学生の決定は、科長会議の議を経て、院長が行う。

2 院長は、学長に対して選考結果を通知するものとする。

第7条 奨学生に対する奨学金の交付は、院長が別に定めるところにより、これを行う。

第8条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

第9条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、昭和62年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。